

国道28号の管理は国の責任で行うことを求める意見書

国・地方ともに危機的な財政事情のもとで、公共施設の維持管理の予算、防災関連の予算が大幅に削減されています。公共事業は国民・市民の生命と財産を守り、日々の暮らしに役立つ事業を中心に行うべきであり、これまで造ってきた道路や堤防などの施設をしっかりと維持管理のできる予算と体制の確保が重要であると考えています。

また異常気象により頻発している水害、ごく近い将来に発生すると予測されている南海地震などの震災に対して、人的な被害を最小限にとどめる措置を行っていく必要があると考えています。

いま、地方分権・道州制の議論の中で、国民の暮らしに関する事業は全て地方自治体に任じた方がいいとの意見もありますが、国は幹、地方自治体は枝の役割を果たし、協力をして国民のみなさんの暮らしを守っていく必要があると思います。

そして、国民の安全や暮らしを守り、国民の足を確保するために最前線で支えているのが河川事務所・国道事務所・出張所などの出先機関です。

よって国民の生命と財産を守ることは「国の責務」として存続するよう以下の項目について要望します。

1. 市民の安全・安心を守るため、国道28号の管理は国の責任で行うこと
2. 公共事業予算を防災や生活関連、維持管理といった国民生活に視点をあてた事業に重点配分すること
3. 国民の安全と安心を損なう規制緩和をやめ、行政責任を地方に押しつけるのではなく国の責任で行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月25日

兵庫県南あわじ市議会議長 阿部 計一

意見書提出先

◎内閣総理大臣 菅 直 人
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

◎総務大臣 片 山 善 博
〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
 中央合同庁舎2号館

◎国土交通大臣 大 畠 章 宏
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
 中央合同庁舎3号館